この案は、8月30日現在のものであり、パブリックコメント及び法規審査等により修正されることがあります。

流山市市民参加条例素案 (案)

## 目次

前文

第1章 総則(第1条-第3条)

第2章 行政への市民参加 (第4条-第18条)

第1節 通則(第4条-第6条)

第2節 パブリックコメント手続(第7条-第9条)

第3節 審議会等(第10条-第12条)

第4節 意見交換会 (第13条·第14条)

第5節 無作為抽出型市民会議 (第15条・第16条)

第6節 政策提案制度(第17条・第18条)

第3章 議会への市民参加(第19条・第20条)

第4章 地域コミュニティ (第21条)

第5章 協働の推進(第22条・第23条)

第6章 市民参加推進委員会(第24条-第30条)

第7章 雑則(第31条)

附則

私たち市民は、まちの緑が周辺の森の緑とつながりあう豊かな環境を 創造し、より豊かで快適な住みよいまちをつくり、それを次の世代へ引 き継ぎたいと願っています。

そして、市は、市民自治によるまちづくりを推進するために流山市自治基本条例を制定し、また、時を同じくして、議会は、流山市議会基本条例を制定し、議会への市民参加も進めています。

こうした状況の中、豊かな知識と経験を持つ私たち市民は、主体的に 市政に参加し、生活実感に基づく考えや思いを市政に反映させることが 大切です。

市民参加を促進させるためには、市民及び市は、流山市自治基本条例

にも謳われている、市民が、自治の主体であり主権は市民にあることを、より一層認識するとともに、市民が市政の情報を共有しながら市政に参加できる確かな仕組みを定める必要があります。

私たち市民は、主権者としての市民が市政に参加することができる制度を確立させ、流山に住んでよかった、これからもずっと流山に住みたいと思えるまちづくりができるようにするため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、流山市自治基本条例(平成21年流山市条例第1 号。以下「自治基本条例」という。)第16条の規定に基づき、市民等 の市政への参加(以下「市民参加」という。)の手続その他必要な事項 を定め、市民自治を推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に定めるところによる。
  - (1) パブリックコメント手続 政策の策定に当たり、当該策定しようとする政策の趣旨、目的、内容等の必要な事項を公表し、意見及び情報(以下「意見等」という。)を求め、提出された意見等を考慮して当該政策に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要及び意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。
  - (2) 審議会等 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の 4第3項に規定する附属機関及びこれに類するものをいう。
  - (3) 意見交換会 政策について市民等の意見を聴くため、市が開催する会議をいう。
  - (4)無作為抽出型市民会議 無作為で選ばれた市民が市の設定した課題に関して小人数のグループで学習及び討議することにより意見を 集約し、提言をまとめていく会議をいう。
  - (5)政策提案制度 市民等が具体的な政策を提案し、その提案に対し、 市が意思決定を行うとともに、その提案の概要、市の考え方等を公 表する一連の手続をいう。

(基本原則)

第3条 市民参加は、すべての市民等にその機会を保障し、問題発見、

課題設定、計画の立案、実施、評価、改善等の各段階のうち、市民等、 市及び議会が必要と判断する局面において行われるものとする。

- 2 市民参加は、市民等、市、議会が情報をわかりやすく発信するとと もに、これを共有して行われるものとする。
- 3 市民参加は、市民等、市、議会がそれぞれのもつ特性を生かし、お 互いの役割を理解しながら行われるものとする。
- 4 市民参加は、市民等と市及び議会の開かれた応答的な関係を通じた 相互の連携及び協力により、市民等の意見が効果的に反映されること を基本として行われるものとする。

第2章 行政への市民参加

第1節 通則

(市の責務)

- 第4条 市は、情報を積極的に提供する等、市民等への説明責任を果たすとともに、市民参加のしやすい環境を整備しなければならない。
- 2 市は、市民等の意見を十分考慮し、政策に活かすよう努めなければならない。
- 3 市は、市民参加を通じて得られる情報、知識を真摯に検討するとと もに、必要に応じて調査研究を行い、その成果を公表しなければなら ない。
- 4 市は、市民参加について、職員の研修に不断に努めなければならない。

(市民参加の対象)

- 第5条 市は、次に掲げる事項(以下「対象事項」という。)を実施しよ うとするときは、市民参加の手続を行わなければならない。
  - (1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は 変更
  - (2) 市に関する基本方針を定める条例の制定改廃又は市民に義務を課 し、市民の権利を制限することを内容とする条例の制定改廃
  - (3)公共の用に供される施設の設置に係る計画の策定又は変更
  - (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、市民参加の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
- 3 市は、前項の規定により市民参加の対象としないものとしたことについて、これを公表し、十分な説明を行うものとする。
- 4 市は、対象事項以外の事項について、第24条に規定する流山市市 民参加推進委員会から市民参加の対象とすることを提言された場合は、 これを最大限に尊重しなければならない。
- 5 市は、前項に定めるもののほか、対象事項以外の事項についても、 市民参加の対象とすることができる。

(市民参加の方法)

- 第6条 市は、前条第1項、第4項又は第5項の規定により市民参加の 手続を行うときは、法令(条例を含む。)に市民参加の手続について別 に定めのある場合を除き、次に掲げる方法のうち、適切と認める複数 の方法により行わなければならない。
  - (1) パブリックコメント手続
  - (2) 審議会等の開催
  - (3) 意見交換会の開催
  - (4)無作為抽出型市民会議の開催
  - (5)政策提案制度
  - (6) その他の効果的と認められる方法
- 2 前項第6号に規定する市民参加の手続を行う場合の方法は、第24 条に規定する流山市市民参加推進委員会の意見を聴いた上で、市長が 別に定める。

第2節 パブリックコメント手続

(パブリックコメント手続の実施)

- 第7条 市は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、次 に掲げる事項を公表するものとする。
  - (1)政策の案の趣旨、目的及び背景
  - (2)政策の案を立案する際に整理した市の考え方及び論点
  - (3)前2号に定めるもののほか、市民等が政策の案を理解するために

必要な資料

(4) 意見等の提出先、提出方法及び提出期間

(意見等の提出方法等)

- 第8条 パブリックコメント手続における意見等の提出方法は、次のと おりとする。
  - (1)郵便
  - (2) ファクシミリ
  - (3) 電子メール
  - (4) 書面の持参
- 2 パブリックコメント手続における意見等の提出期間は、前条の規定による公表の日から30日以上とする。ただし、特別の事情があるときは、市は、これよりも短い期間を設けることができる。
- 3 パブリックコメント手続により意見等を提出できるものは、市民等及びパブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するものとする。
- 4 パブリックコメント手続により意見等を提出しようとするものは、 住所、氏名その他市が必要と認める事項を明らかにしなければならない。
- 5 市は、パブリックコメント手続を行う場合は、政策案をわかりやすく市民等に公表し、より多くの意見等を得るように努めなければならない。

(意見等の処理)

- 第9条 市は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、パブリックコメント手続を行った政策について、意思決定を行うものとする。
- 2 市は、前項の規定により意思決定を行ったときは、パブリックコメント手続により提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方並びに政策の案を修正したときは、その内容を公表するものとする。ただし、流山市情報公開条例(平成13年流山市条例第1号)第7条各号に定める不開示情報(以下「不開示情報」という。)は、公表しないものとする。

第3節 審議会等

(委員の公募)

- 第10条 市は、審議会等(対象事項(第5条第4項及び第5項の規定により、市民参加の対象となる事項を含む。以下「対象事項等」という。)の審議等を行うものに限る。以下この節において同じ。)の委員の選任に当たっては、法令の規定により委員の構成が定められている場合を除き、原則として公募による市民を含めるものとし、その割合は、委員の総数の3分の1以上になるよう努めなければならない。
- 2 市は、審議会等の委員を公募する場合は、選考基準や選考方法を公表しなければならない。
- 3 市は、審議会等の委員を公募により選考する場合は、委員の在期数、他の審議会等の委員との兼職状況、男女比等に配慮し、市民の多様な意見を反映するよう努めなければならない。

(会議の公開等)

- 第11条 審議会等の会議は、公開とする。ただし、法令(条例を含む。) の規定により審議会等が非公開と定められているとき及び流山市情報 公開条例第23条第1項ただし書の規定により審議会等の会議の全部 又は一部を公開しないときは、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定により審議会等の会議の全部又は一部を公開しないときは、別に法令(条例を含む。)の定めがある場合を除き、審議会等の長が会議に諮り、多数決によって決定するものとする。この場合において、多数決の結果が可否同数の場合は、審議会等の長の判断で公開又は非公開の決定をする。
- 3 審議会等は、会議を公開としないことを決定したときは、その理由 を明らかにしなければならない。
- 4 市は、審議会等の会議が開催されるときは、会議開催日の1週間前までに広報又はホームページ等により公表するものとする。ただし、 緊急に会議が開催されるときは、この限りでない。
- 5 前項の規定により公表する内容は、会議名、議題、日時、場所、傍 聴の手続、担当課名その他必要な事項とする。

(会議録の作成及び公表)

- 第12条 審議会等は、会議を開催したときは、会議録又は議事要旨を 作成し、不開示情報を除き、速やかに公開しなければならない。
- 2 前項の会議録及び議事要旨には、会議名、開催日時、開催場所、出

席者氏名等を記載するほか、審議会等の内容を市民等が理解できる形式としなければならない。

3 市は、審議会等から提出された答申に対する検討を終えたときは、 不開示情報を除き、その結果を公表するものとする。

第4節 意見交換会

(意見交換会の公表)

- 第13条 市は、意見交換会を開催するときは、事前に次に掲げる事項 を公表するものとする。
  - (1) 開催の目的(政策の案その他の資料があるときは、当該資料を含む。)
  - (2) 開催日時及び場所

(開催記録の作成及び公表)

- 第14条 市は、意見交換会を開催したときは、開催記録を作成すると ともに、不開示情報を除き、これを公表するものとする。
- 2 市は、意見交換会で出された意見に対する検討を終えたときは、不 開示情報を除き、その結果を公表するものとする。

第5節 無作為抽出型市民会議

(参加者の選任及び代表者の選出等)

- 第15条 市は、無作為抽出型市民会議への参加者(以下「参加者」という。)を選任する場合は、住民基本台帳により無作為で選ばれた市民のうち無作為抽出型市民会議への参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)からこれを選任するものとする。
- 2 市は、参加希望者の数が、実施しようとする無作為抽出型市民会議 の定員を超えた場合は、抽選により参加者を選任することができる。
- 3 参加者は、その互選により無作為抽出型市民会議の代表者を選出す るものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、無作為抽出型市民会議の構成及び運営については、無作為抽出型市民会議が定める。

(無作為抽出型市民会議の開催及び公開)

- 第16条 無作為抽出型市民会議を開催するときは、その代表者は、事前に次に掲げる事項を市に通知するものとする。
  - (1) 開催日時

- (2) 開催場所
- (3)会議内容等
- 2 市は、前項の規定による通知を受けたときは、同項各号に掲げる事項を公表するものとする。
- 3 無作為抽出型市民会議を開催したときは、その代表者は、会議の開催記録を作成するとともに、その内容を市に報告するものとする。
- 4 市は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

第6節 政策提案制度

(政策提案の提出等)

- 第17条 市民等は、政策提案制度により公益的な観点から行政の運営 に関する提案(以下「政策提案」という。)をすることができる。
- 2 市は、対象事項等について、政策提案制度により提案を求めようと するときは、次の事項を公表するものとする。
  - (1) 提案を求める政策の目的
  - (2) 提案することができるものの範囲
  - (3) 提案方法及び提出期間
  - (4) 提案に関して必要な事項

(政策提案の審査等)

- 第18条 市は、前条の規定により行われた政策提案の採否を決定する に当たっては、第24条に規定する流山市市民参加推進委員会の意見 を聴かなければならない。
- 2 政策提案の提出者(以下「提案者」という。)は、提出した政策提案 について、前項の流山市市民参加推進委員会において意見を述べるこ とができる。
- 3 市は、第1項の流山市市民参加推進委員会の審査結果を踏まえ、提出された政策提案を総合的に検討し、検討結果及び採否の理由を提案者に通知するとともに、これを公表するものとする。ただし、不開示情報については、この限りでない。

第3章 議会への市民参加

(議会の責務)

第19条 議会は、情報を積極的に提供する等、市民等への説明責任を

果たすとともに、市民参加のしやすい環境を整備しなければならない。

- 2 議会は、市民等の意見を十分に考慮し、政策に活かすよう努めなければならない。
- 3 議会は、市民参加を通じて得られる情報、知識を真摯に検討すると ともに、必要に応じて調査研究を行い、その成果を公表しなければな らない。
- 4 議会は、市民参加について、議員の研修に不断に努めなければならない。

(議会における市民参加の促進)

- 第20条 議会は、議会報告会等、市民等との多様な意見交換の場を設けるよう努めるものとする。
- 2 議会は、公聴会又は参考人制度を活用し、政策議論に活かしていくよう努めるものとする。
- 3 議会に請願又は陳情を提出した者は、議会においてその意見を表明 することができる。
- 4 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等の傍聴者に対して、必要な資料提供と積極的な情報提供に努めるものとする。
- 5 議会は、市民参加の促進のための調査及び研究に努めるものとする。
- 6 議会は、議会への市民参加の方法を周知するよう努めるものとする。 第4章 地域コミュニティ

(市民等の市民自治の実践等)

- 第21条 市民等は、地域コミュニティに参加することを通じて、市政 及び地域活動に意見を表明し、それに基づき行動することにより、身 近なところから市民自治を実践するよう努めるものとする。
- 2 市民等は、地域コミュニティの諸活動及びそこから創造される成果の共有を通じて、地域社会における課題解決を図るよう努めるものとする。
- 3 市民等は、広域的な観点から地域の課題解決に取り組む必要がある場合は、地域コミュニティにおける諸活動を横断的につなげ、積極的な連携を図る組織を作るよう努めるものとする。
- 4 市民等は、地域コミュニティにおける地域活動への参加の意思を尊重し、誰でも自由に参加し、又は行動できる環境の整備に努めるもの

とする。

5 市及び議会は、地域コミュニティの活動が効果的な成果を上げられるよう環境の整備に努めるとともに、必要に応じて支援するものとする。

第5章 協働の推進

(協働の推進)

- 第22条 市民等、市及び議会は、地域課題の解決に必要とされる場合、 市民自治に基づき、それぞれの自主性及び自立性を尊重し、継続した 対話を通じて十分な協議と理解の上、協働の推進に努めるものとする。
- 2 市民等、市及び議会は、互いに協働の取組に関する提案を行うこと ができる。
- 3 市民等、市及び議会は、必要に応じて、第24条に規定する市民参加推進委員会の意見を聴くことができる。この場合において、市民等及び議会が意見を聴こうとするときは、市長を通じて行うものとする。 (協働における市の役割)
- 第23条 市は、協働を推進するため、次の各号に掲げる事項を行うも のとする。
  - (1)協働に関する情報の収集及び提供
  - (2) 市民等の交流及びネットワークの構築のための支援
  - (3) 市民等の活動によって課題解決が困難な場合の補完のための支援
  - (4) 協働を推進するための人材育成
  - (5) その他協働の推進に必要な事項 第6章 市民参加推進委員会

(設置)

- 第24条 この条例に基づく市民参加を推進するため、地方自治法第
  - 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定により、流山市市民参加推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第25条 推進委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) この条例の運用に関する評価及び改善のための提案
  - (2) この条例の見直しに関する事項
  - (3)政策提案の審査

- (4)協働の取組に関する提案の審査及び助言
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関する基本的事項 (組織等)
- 第26条 推進委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15 人以内の委員をもって組織する。
  - (1) 公募による市民等
  - (2) 学識経験を有する者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補 欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第27条 推進委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 2 委員長は、学識経験を有する者につき委嘱された委員のうちから委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、推進委員会の会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第28条 委員長は、推進委員会の会議を招集し、その議長となる。
- 2 推進委員会の会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 推進委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の運営等)

第29条 委員長は、推進委員会の会議の議事及び運営に関し必要な事項を定めることができる。

(部会)

- 第30条 推進委員会に専門の事項を調査するため、部会を置くことが できる。
- 2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会に属する委員の互選 によってこれを定める。

- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故のあるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 前2条の規定は、部会の会議に準用する。この場合において、第 28条中「委員長」とあるのは「部会長」と、「推進委員会」とあるの は「部会」と、「委員の」とあるのは「部会に属する委員の」と、前条 中「委員長」とあるのは「部会長」と、「推進委員会」とあるのは「部 会」と読み替えるものとする。

第7章 雜則

(委任)

第31条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則